

令和5年度第7回川崎市社会教育委員会議 定例会

日 時 令和6年3月1日(金)  
18:30～20:30  
場 所 中原市民館 多目的ホール

次 第

1 開会(18:30～18:40)

2 協議事項

----- 以下の協議事項は非公開 -----

(1) 令和6年度市民自主学級・市民自主企画事業の実施について  
(18:40～19:40)

【資料1-1】  
【資料1-2】

----- 以下の協議・報告事項は公開 -----

(2) 生涯学習推進活動方針(案)について(19:40～19:50)

【資料2】

3 報告事項

(1) 専門部会報告(19:50～20:00)

【資料3】

(2) 令和6年度指定都市社会教育主管課長会議及び社会教育委員  
連絡協議会の協議題について(20:00～20:05)

【資料4】

(3) 第6回定例会報告事項への質問・意見について(20:05～20:20)

【資料5】

・市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について

4 その他(20:20～20:25)

5 閉会(20:25～20:30)

※ ( ) 内は質疑応答を含む想定時間



# 令和6年度川崎市生涯学習推進活動方針（案）

## 1 めざす社会像

民主主義の精神にのっとり、平和と基本的人権を尊重し、市民が自ら考え、学びを創造するとともに、多様性を認め合い、互いにつながり合い、共に高め合いながらその成果を地域に還元することのできる、持続可能な社会の実現をめざします。

## 2 基本方針

超高齢社会の到来を見据え、市民の暮らしの向上と地域社会の持続的発展のための学びを推進するため、10年後の未来に向けて「人生100年時代の生涯学習社会の実現～生涯を通じた学びと成長～」という理念を掲げ、総合的に施策を展開し、「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」の推進を図りながら、持続可能な地域づくりと安心して暮らし続けるしくみづくりを進めます。

「人生100年時代の生涯学習社会の実現」  
～生涯を通じた学びと成長～

## 3 基本政策

### (1) 家庭・地域の教育力を高める

家族形態や地域における人と人とのつながりが変化する中、子育て家庭を含めたあらゆる世代の生活環境が大きく変化しており、子どもを取り巻くさまざまな社会的な問題が生じています。

学校・家庭・地域がともに連携することで、地域が家庭に寄り添いながら、子どもや若者が大人たちと関わり、互いに学び合い、育ち合う中で、主体的にいきいきと活動する力を培うための環境づくりを進めていきます。

### (2) いきいきと学び、活動するための環境をつくる

活力ある豊かな地域をつくるためには、多様な学びの機会を提供して学びによる地域のつながりを創出するとともに、地域の生涯学習の担い手を育てるしくみづくりや、生涯学習をコーディネートする人材の育成に取り組む必要があります。また、地域のさまざまな人が集い、いきいきと学び、つながり、学んだ成果を主体的に地域づくりや市民活動に活かすことができるよう、社会教育の推進や生涯学習環境の整備などを進めていきます。

### (3) 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

「川崎市文化財保存活用地域計画」の基本理念「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を踏まえ、市民にとって文化財に親しむ機会が充実し、文化財に対する意識が高まるよう、地域と連携しながら、国史跡橋樹官衙遺跡群をはじめ、多くの文化財を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、各施設の特長・専門性を活かした展示等、博物館活動の充実を図るとともに、生田緑地内の各施設や関係部署等と連携しながら、市民サービスの向上や国内外への魅力発信について取組を進めます。

## 4 施策

### 【基本政策1】

#### 施策1 家庭教育支援の充実

近年の社会状況の変化に伴って家庭環境の多様化が見られることから、関係部局や団体、企業等と連携しながら、家庭教育の推進に取り組み、家庭の教育力の向上を図っていきます。

- 教育文化会館・市民館・分館において、家庭・地域教育学級を開催し、子育てに関する家庭・地域課題の学習機会を提供するなど、家庭教育の充実に努めます。
- 子どもの理解や保護者の役割、子育てに関する諸課題等について、PTAが実施する家庭教育学級を支援することにより、学校・家庭・地域の連携による学習活動を促進します。
- 「家庭教育推進連絡会」を開催するなど、子育てに関する関係機関や関係団体が相互に連携・協力しながら、家庭教育を支援するためのネットワークづくりを進めます。
- 家庭教育の推進に向けて企業や地域団体等と連携した取組を進めるなど、さまざまな場において、子育て家庭が学べる機会を増やしていきます。

#### 施策2 地域における教育活動の推進

地域教育会議のさらなる活性化や、地域の寺子屋事業の推進など、地域の多様な人材や資源を活かして、地域の教育力の向上を図るしくみづくりを進めます。

また、多世代がつながり、学び合い、子どもたちの学ぶ意欲の向上と豊かな人間性の育成を図るとともに、連携・協働に基づく持続可能なネットワークづくりを進めます。

- 多様な団体により構成される「川崎市地域教育ネットワーク推進会議」を開催するなど、学校・家庭・地域のネットワークづくりを進めます。
- 中学校区地域教育会議における活動を推進するとともに、行政区地域教育会議による中学校区地域教育会議への支援・補完機能の強化に取り組みます。
- 中学校区地域教育会議を、国の示す「地域学校協働活動」を推進する組織として位置づけながら、地域教育コーディネーターの設置を進め、学校と地域の連携を進めます。
- 子ども会議や地域教育会議の活動を通して、学校と地域が連携して、子どもたちの意見表明と社会参加を促進し、地域社会の一員としての自覚を育みます。
- 「子どもの泳力向上プロジェクト」として、地域のスイミングスクール等と連携して、水に親しむことに加え、泳ぎが苦手な子どもの泳力を向上することを目的に水泳教室を開催し、地域資源を活かした子どもたちの支援を行います。
- 地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」を全小・中学校へ拡充するとともに、継続した運営に向け、**寺子屋先生養成講座**などを通じて担い手づくりを進めます。

## 【基本政策2】

### 施策1 自ら学び、活動するための支援の充実

“市民自身が学び、その成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、さらなる学びにつなげる”という、学びと活動の循環を促進していくため、市民館・図書館において、学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える生涯学習の拠点をめざした取組や、市民にとって役立つ、地域の中で頼れる知と情報の拠点をめざした取組を進めていきます。

○社会参加の促進や市民意識の啓発、地域課題や生活課題の解決に向けた学習機会を提供するとともに、地域団体の育成や交流に向けた取組や多様な主体との協働・連携に向けた取組を推進し、社会教育の振興を図ります。

○市民同士の学び合いの場を市民自らが企画・運営することを通して、市民が学んだ知識や経験等を身近な地域で活かしながら、主体的に活動する担い手の育成を図ります。

○ICTを活用したオンライン講座等の実施をはじめ、身近な地域の施設で出張講座を開催するなど、さまざまな学びの機会を提供していきます。

○市民の多様な読書ニーズに適切に対応するため、地域資料も含めた多様な図書・資料等を収集・提供するとともに、図書館の利用促進に向けた取組や多様な主体との連携による読書普及活動、他施設等との相互連携による図書館機能の向上のための取組など、効率的・効果的な図書館サービスの取組を推進します。

○市立図書館全体で「川崎市立図書館蔵書構築の考え方」に基づいた図書資料の収集、保存、有効活用を行うとともに、図書館システムやかわさき電子図書館のICTを活用したサービス、自動車文庫や返却ボックスなど図書館外でのサービス、他施設との連携によるサービス等を提供し、図書館ネットワーク機能の強化に向けた取組を進めます。

### 施策2 生涯学習環境の整備

市民の生涯学習や地域活動の場としての学校施設の有効活用の促進や、身近な社会教育施設等の利用環境の向上を図るとともに、今後の市民館・図書館が、求められる多様なニーズへ柔軟に対応していける体制づくりを進めます。

○市立学校の校庭や体育館、特別教室等を、学校教育に支障のない範囲で、市民の生涯学習、スポーツ、市民活動等の場として有効活用してもらうための取組を進めていきます。

○子どもの“やりたい”の実現に向け、子どもたち自らルールづくりを行いながら、放課後に自由にのびのび遊べるよう、全小学校における校庭開放の実施に向けた支援に引き続き取り組みます。

○関係局と連携しながら施設の長寿命化に向けて計画的な取組の推進を図るとともに、効率的・効果的な施設整備に取り組むなど、社会教育施設の老朽化等に適切に対応します。

○(仮称)川崎市民館・労働会館の再編整備に向けた取組を進め、川崎区における生涯学習の拠点として、みんなが気軽に利用しやすい活動や交流の拠点づくりを進めていきます。

○宮前市民館・図書館の鷺沼駅周辺への移転・整備に向けた取組を進め、市民の力で成長し続ける、宮前区らしいスタイルの市民館・図書館として、多様な人々が交流し、つながり、新たなコミュニティ・生活・教養を創発し、地域への愛着を育む場づくりを進めていきます。

○「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、市民館・図書館が「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たし、多様なニーズへ柔軟に対応した事業・サービスを展開していきます。また、市民館及び図書館の新たな管理・運営手法として、「指定管理者制度」の導入の取組を進めていきます。

○公益財団法人生涯学習財団への支援や、市と連携した取組により、市民の誰もが、いつでもどこでも自主的に生涯学習に取り組める環境づくりを、多様な主体と連携して進めます。また、主体的に活動する社会教育関係団体を支援することにより、地域活動の充実や地域の教育力の向上を図ります。

## 【基本政策3】

### 施策1 文化財の保護・活用の推進

「川崎市文化財**保存活用地域計画**」に基づき、地域と連携しながら市民が文化財に親しむ機会の充実を図り、文化財ボランティア等の地域人材の育成・活用を図ります。また、国史跡**橘樹官衙遺跡群**の保存管理・活用・史跡整備等を計画的に推進します。

- 「川崎市文化財**保存活用地域計画**」に基づき、文化財の調査・**保存**・活用を推進し、**計画的な指定等や指定文化財の保存修理等を行うとともに**、「川崎市地域文化財顕彰制度」を活かして、未指定・未登録の文化財の保存・活用を図ります。
- 文化財ボランティア等の地域人材の育成・活用を進めるとともに、多くの地域人材と協働した文化財の保存・活用により、市民が文化財に親しむ機会の充実を図ります。また、文化財について、多くの市民に知っていただけるよう、SNSなどを活用し、効果的な広報を行っていきます。
- 市内の学校に対して、出土品を活用した出前授業などを行い、文化財を見たり触れたりする機会を子どもたちに提供し、文化財に対する興味・関心を育みます。
- 市民に文化財への親しみと理解を深めてもらうとともに、市民が主体的に**市域の文化財を保存・活用することを促すため、関連文化財群と文化財保存活用区域を設定し、そのストーリーやテーマを発信し、それぞれの地区における文化財の保存・活用の機運を高めます。**
- 「国史跡**橘樹官衙遺跡群保存活用計画**」及び「国史跡**橘樹官衙遺跡群整備基本計画**」に基づき、**整備を行った歴史公園を中心に**、本市の貴重な宝として全国にその魅力を発信し、さらなる文化的発展につなげていきます。

## 施策2 博物館の魅力向上

日本民家園における民家の暮らし調査や、かわさき宙と緑の科学館における市域の生物調査などにより、各施設の専門性を充実させるとともに、学校・地域等との連携により博物館活動を推進し、各施設の魅力向上を図ります。

○日本民家園では、日本有数の古民家の野外博物館としての特性や専門性を活かし、古民家・民具等の展示整備、資料整理、調査研究、企画展示、教育普及等の博物館活動を推進します。また、文化財建造物の補修と耐震補強を計画的に進め、文化財の適切な保存・活用を図ります。さらに、園路や排水の整備、危険樹木対策等を計画的に実施し、文化財の保存環境を維持向上させるとともに、誰にでも安全で利用しやすい博物館づくりを進めます。

○かわさき宙と緑の科学館では、市内唯一の自然科学系の登録博物館として、自然・天文・科学の各分野において、特性や専門性を活かし、資料収集・保存、調査研究、展示、教育普及等の博物館活動を推進します。

○日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、学校との連携を強化し、体験学習や社会科見学、学習投影や実験教室等を通じて、子どもたちの文化財や伝統文化、自然科学への理解や興味関心を育みます。

○日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、感染症等の影響を踏まえ、来園・来館が困難な方やこれまで訪れる機会がなかった方等に向けて、SNSなどを活用し、自宅で楽しみながら学べるコンテンツの提供など効果的な広報を行っていきます。

○日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、岡本太郎美術館などの市内各博物館等と連携し、調査研究、展示、教育普及等の博物館活動を行うとともに、ボランティア・市民活動団体等の育成・支援、学校・関係機関等との連携・協働により、地域とのネットワークづくり等を図ります。

○日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館は、『生田緑地』の観光強化」として、市の「新・かわさき観光振興プラン」（平成28（2016）年2月）にも位置づけられており、インバウンドにも対応した展示・広報活動の充実や利便性・回遊性の向上、食の魅力の開発・発信などの要素も含めて利用者サービスの充実に努め、広域観光の魅力づくりを図ります。

○日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館は、地域資源を活用した特色ある文化芸術活動を推進する事業として「第3期川崎市文化芸術振興計画」（令和6（2024）年3月）にも位置づけられており、地域に根ざした文化芸術を活用したまちづくりを進め、生田緑地を中心とした地域の魅力発信のため、関係局との連携を図っていきます。

## 5 令和6年度の主な事業内容

※予算調整中 ( ) 内の額は前年度予算額

### (1) 家庭・地域の教育力を高める

208,608 千円(174,085 千円)

#### ア 家庭教育支援の充実

2,311 千円(2,311 千円)

##### (ア) 家庭教育支援事業

2,311 千円(2,311 千円)

子どもの健やかな育ちの基盤となる家庭教育を支援する取組として、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学級・講座等を実施します。また、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。

#### 【主な事業内容】

- 市民館等における家庭・地域教育学級等の家庭教育に関する学習機会の提供  
(家庭・地域教育学級は、社会教育振興事業費)
- PTAによる家庭教育学級開催の支援
- 全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による関係者間の情報共有の推進
- 地域団体や企業等と連携した取組の推進

#### イ 地域における教育活動の推進

206,297 千円(171,774 千円)

##### (ア) 地域における教育活動の推進事業

51,265 千円(45,287 千円)

地域社会で生き生きと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。

#### 【主な事業内容】

- 地域教育会議の実施による地域教育ネットワークのさらなる活性化
- 子ども会議等の充実による子どもの育ちと意見表明の促進
- 地域のスイミングスクール等と連携した子どもの泳力向上プロジェクト事業の実施

##### (イ) 地域の寺子屋事業

155,032 千円(126,487 千円)

地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートするしくみづくりや、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。

#### 【主な事業内容】

- 地域の寺子屋の拡充(全小・中学校での実施に向け随時拡充)
- 寺子屋先生養成講座などの開催
- 地域の寺子屋推進フォーラムの開催

## (2) いきいきと学び、活動するための環境をつくる

4,218,716千円(2,786,678千円)

### ア 自ら学び、活動するための支援の充実

969,166千円(1,003,983千円)

#### (ア) 社会教育振興事業

56,934千円(63,140千円)

教育文化会館・市民館・分館において、市民の自主的・主体的な学びを支援していくため、学級・講座やイベント等を実施・開催します。また、社会教育を担う団体やボランティアの育成・支援、ネットワークづくりなどを通して、学習と活動がつながる好循環を生み出し、学習や活動を通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりを進めます。

#### 【主な事業内容】

##### ●社会参加・共生推進学習事業の実施

識字学習活動、社会人学級、障害者社会参加学習活動他

##### ●市民自治基礎学習事業の実施

平和・人権・男女平等推進学習、青少年教室事業、成人教室事業、シニアの社会参加支援事業、家庭・地域教育学級、市民館保育活動他

##### ●市民学習・市民活動活性化学習事業の実施

市民自主学級、市民自主企画事業、市民エンパワーメント研修、市民講師活用事業、「地域の寺子屋事業」に関する研修等（再掲：「地域の寺子屋」事業費に含む。）学習情報提供・学習相談事業他

##### ●市民・行政協働・ネットワーク学習事業の実施

各行政区・中学校区地域教育会議推進事業（再掲：地域における教育活動の推進事業費に含む。）、課題別連携事業、学社融合推進事業、地域学習・文化団体連携推進事業

##### ●現代的課題対応学習事業の実施

地域コミュニティ交流・学習事業、現代的課題学習事業他

##### ●視聴覚教材の活用等学習環境整備事業の実施

##### ●大学等高等教育機関との連携促進

##### ●市制100周年記念事業の実施

川崎市をテーマとした自作絵本展、各区での謎解きラリー、川崎ゆかりのイチ押し本の募集

#### (イ) 図書館運営事業

912,232千円(940,843千円)

市民の読書要求に応え、市民の課題解決に役立つために、多様な図書館資料を収集・保存・提供するとともに、レファレンスの向上、インターネットやICTの活用、関係機関や学校図書館との連携促進などを図りながら、効率的・効果的な図書館運営をめざします。

#### 【主な事業内容】

●多様な市民ニーズに応え、市民の課題解決に役立つために、幅広く図書館資料を収集・提供

●来館困難者や視覚障がい者等への支援サービス実施

●レファレンスの向上やインターネット、ICTの活用

●関係機関や学校図書館との連携促進

●図書館の利用が困難な地域に向けた自動車文庫の巡回

●試行導入した非接触・非来館型の電子図書館サービスの本格実施（コンテンツの拡充及び図書館システムとの連携によるサービス向上）

イ 生涯学習環境の整備

3,249,550 千円(1,782,695 千円)

(ア) 生涯学習施設的环境整備事業

3,090,247 千円(1,640,454 千円)

市民の生涯学習や地域活動の拠点として、身近な学校施設を有効活用するとともに、資産保有の最適化を踏まえた社会教育施設等の長寿命化を推進するなど、市民の生涯学習環境の充実を図ります。

【主な事業内容】

- 既存施設（労働会館）の活用による川崎区の市民館整備に向けた工事等の実施
- 学校施設の更なる有効活用に向けた予約システム及びスマートロックの導入
- 全小学校における校庭開放の実施に向けた支援
- 鷺沼駅前地区市街地再開発事業に伴う宮前市民館・図書館の移転・整備に向けた設計や管理運営計画の策定作業等の実施
- 社会教育施設の長寿命化に向けた計画的な施設整備の推進
- 幸市民館・図書館の計画的な整備に向けた基本計画の策定作業や設計等の実施（新規）

(イ) 社会教育関係団体等への支援・連携事業

159,303 千円(142,241 千円)

生涯学習団体や主体的に活動する社会教育団体に対し、活動や市民との協働によるまちづくりに資する事業などについて、補助金の交付や協働での事業実施、求めに応じた助言を行います。

【主な事業内容】

- 関係団体との協働や他都市との交流事業など、各種生涯学習機会の提供の支援
- シニア活動支援事業への支援
- 市民のニーズに応じた多彩な体験講座等の実施への連携
- 全市的な生涯学習情報の収集と効率的な提供に向けた情報提供システム構築の支援、連携

### (3) 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

752,469千円(855,981千円)

#### ア 文化財の保護・活用の推進

103,647千円(216,300千円)

##### (ア) 文化財保護・活用事業

86,188千円(71,706千円)

市民の郷土に対する認識を深め、地域の人々の心のよりどころとして、文化の向上と発展に貢献するため、歴史の営みの中で、自然環境や社会・生活を反映しながら、育まれ、継承されてきた文化財の適切な保存と活用を進めます。

#### 【主な事業内容】

- 川崎市文化財保存活用地域計画に基づく文化財の調査・保存・活用事業の推進
- 指定文化財の保存修理等の実施
- 地域文化財顕彰制度の運用
- 文化財ボランティアの育成・協働調査の実施
- 埋蔵文化財の発掘調査等の実施

##### (イ) 橘樹官衙遺跡群<sup>たちばなかんがいせきぐん</sup>保存整備・活用事業

17,459千円(144,594千円)

古代川崎の歴史的文化遺産を後世まで継承するため、市内で初めて国史跡に指定された「橘樹官衙遺跡群」(橘樹郡家跡と影向寺遺跡)の保存整備・活用・調査研究を進めます。

#### 【主な事業内容】

- 橘樹官衙遺跡群調査整備委員会の開催
- 橘樹官衙遺跡群とその周辺における史跡めぐり等活用事業の実施
- 市民との協働による史跡等環境整備・維持管理の実施
- 橘樹官衙遺跡群の全容解明等に向けた調査・研究の推進

イ 博物館の魅力向上

648,822 千円 (639,681 千円)

(ア) 日本民家園管理運営事業

507,333 千円 (501,975 千円)

国・県・市の指定文化財 25 件を有する日本有数の古民家の野外登録博物館として、その貴重な文化財を適切に保存・活用し、市民の文化・学術・教育の充実を図るため、「日本民家園」を運営します。

【主な事業内容】

- 文化財建造物・民具などの保存・整理
- 調査研究及び補修（屋根補修、耐震補強等）の推進
- 展示及び教育普及事業の充実
- ボランティア支援等

(イ) 青少年科学館管理運営事業

141,489 千円 (137,706 千円)

自然・天文・科学の各分野において、市民への科学知識の普及啓発や科学教育の振興のため、市内唯一の自然科学系の登録博物館として、「青少年科学館」（かわさき宙と緑の科学館）を運営します。

【主な事業内容】

- 自然・天文・科学の3分野における資料収集・展示・調査研究・教育普及等の博物館活動の充実
- ボランティア、市民活動団体等の育成・支援と体験学習の推進
- 生田緑地内の文化施設をはじめとする多様な団体や関係機関と連携した取組の推進

## 「社会教育委員から市民へのメッセージ」

### 川崎の生涯学習社会を実現するために

「人生100年時代」と言われるようになり、ますます生涯を通じた学びの重要性が高まっております。川崎市では、様々な場面において生涯学習活動を推進しているところですが、「生涯学習」や「社会教育」と言った言葉になじみのないことも、わかりにくさを生んでいます。そのため、「生涯学習」や「社会教育」について身近に感じていただきたいという思いから、私たち令和4・5年度社会教育委員のメッセージをまとめました。

このメッセージは、何か一つの考えを押し付けるものではなく、社会教育委員一人ひとりの考えをまとめたものであり、「市民の学びを支えていきたい」という願いを込めております。

このメッセージが、生涯学習活動に関わるきっかけになれば幸いに思います。

### 1 予測が難しい現代に求められる学び

- (1) 生涯学習は、自らが自由で主体的に学ぶことです。例えば、普段の生活の中で、花を育てている方がいて、その方との会話の中で花の育て方や品種など、自分の知らなかったことを学んでいます。私たちはそういったことも生涯学習であると考えています。身の回りのいろいろな場面を見渡してみると、いろいろなことに気づきや学びがあります。生涯学習は市民にとってとても身近なものです。
- (2) 社会教育は、学びの環境を整えることであると考えています。例えば、地名の由来を知りたいと思った時に図書館では、調べるための役立つ資料をわかりやすく紹介した「パスファインダー」を利用することによって、地名の由来の他に関連する書籍を知ることができます。また、新しく音楽活動に参加したり、ボランティア活動を始めてみたいといった時に、市民館ではサークル活動の紹介を行っていたり、ボランティアの養成講座を行っていたりします。このように、川崎市では市民が学びたいと思った時に学べる環境を整えており、それらを社会教育活動であると、考えています。
- (3) 今の社会は、急速な技術革新や気候変動、国際情勢の変動など、変化が激しく複雑さを増しており、将来の予測が困難な時代です。デジタル化が進行し、人工知能が発展を遂げる中で、何が本物で何が偽物か見分けがつきにくくなっています。そんな時代だからこそ、多様な人と交流し、子どもから大人まで世代を問わず学び、自分の頭で考え、行動することが必要であると私たちは考えています。

### 2 かわさきでの取組

- (1) 川崎市には、市民館や図書館をはじめ、青少年科学館や日本民家園など魅力的な社会教育施設がたくさんあります。これらの施設で行っていることは、「社会教育事業ガイド」にまとまっています。ぜひご覧になって、施設に訪れてみてはいかがでしょうか。
- (2) 川崎市には、青少年の健全な育成を図ったり川崎の文化の発展を行ったり、様々な地域の団体が市民の学びを支えるために活動しています。生涯学習社会を実現するために、行政だけでなく、地域の様々な団体等と一緒に取り組んでいくことが大切であると私たちは考えています。
- (3) 普段の気づきや学びを、深めるために、図書館で調べ物をしたり、市民館で行われる講座を受講し、いろいろな方とのつながりを持つことができたり社会の中には様々な学びの環境が整備されています。身の回りにあふれる学びを一緒に深めてみませんか

### 3 すでに学びは始まっている

- (1) 生涯学習はとても幅広い考え方です。何か新しいことに気づいたり、できることが増えていたり、学んでいたたりしたらすでに皆さんの生涯学習活動は始まっているかもしれません。道端で見かけた花の名前を新しく知ったり、映画を見て新しい発見をしたり、私たちの回りを見渡すと、いろいろなところに気づきや学びがあります。あなたは最近どんなことに気づき、学びましたか？
- (2) もしあなたが「何かを始めたいけど、何をしたらよいかわからない・・・」と思っていたら、川崎の社会教育に関わるとてもよいタイミングです。市民館や図書館、青少年科学館や日本民家園など、あなたの学びを支える環境があります。
- (3) 市民館では子育て、ボランティア、サークル活動など様々な活動を行っています。あなたの気になる入り口はどれですか？
- (4) あなたが学んだことは、他の人や地域にとって、とても価値があるものです。学んだことを日々の生活の中で活かし、地域の中で役立てることができるかもしれません。市民館はそんなあなたの学びを第一線で支えます。

生涯学習推進活動方針や私たち社会教育委員のメッセージをよりわかりやすく伝えるためにパンフレットを作成しました。そちらも併せてご覧ください。

## 令和5年度川崎市社会教育委員会議専門部会 実施状況

|    | 専門部会          | 第1回    |     | 第2回    |     | 第3回    |     | 第4回 |     |
|----|---------------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|-----|-----|
|    |               | 日にち    | 報告書 | 日にち    | 報告書 | 日にち    | 報告書 | 日にち | 報告書 |
| 1  | 教育文化会館        | 6月16日  | ○   | 9月14日  | ○   | 12月19日 | ○   |     |     |
| 2  | 幸市民館          | 6月29日  | ○   | 9月25日  | ○   |        |     |     |     |
| 3  | 中原市民館         | 6月23日  | ○   | 8月1日   | ○   |        |     |     |     |
| 4  | 高津市民館         | 6月23日  | ○   | 10月17日 | ○   |        |     |     |     |
| 5  | 宮前市民館         | 7月14日  | ○   | 9月20日  | ○   | 12月6日  | ○   |     |     |
| 6  | 多摩市民館         | 7月24日  | ○   | 9月26日  | ○   |        |     |     |     |
| 7  | 麻生市民館         | 5月17日  | ○   | 8月2日   | ○   | 10月11日 | ○   |     |     |
| 8  | 有馬・野川生涯学習支援施設 | 8月10日  | ○   | 11月6日  | ○   |        |     |     |     |
| 9  | 図書館           | 6月14日  | ○   | 10月25日 | ○   | 12月22日 | ○   |     |     |
| 10 | 日本民家園         | 5月28日  | ○   | 7月22日  | ○   | 12月10日 | ○   |     |     |
| 11 | 青少年科学館        | 6月28日  | ○   | 11月10日 | ○   |        |     |     |     |
| 12 | 青少年教育施設       | 11月24日 | ○   | 2月7日   | ○   |        |     |     |     |

○・・・提出済

## 専門部会審議報告書

|             |  |
|-------------|--|
| <b>部会名</b>  | 第3回 川崎市社会教育委員会議 教育文化会館専門部会   |
| <b>開催日時</b> | 令和5年12月19日(火) 13:30~15:30  |
| <b>場所</b>   | 教育文化会館 第4・5会議室   |
| <b>出席者</b>  | <p>&lt;委員&gt;山澤委員(部会長)、村社委員(副部会長)、佐藤委員、野口委員、杉山委員、箕輪委員</p> <p>&lt;事務局&gt;小島館長、北村分館長、平井分館長、石田課長補佐、関口課長補佐、小宮担当係長、高橋主任(記録)</p> <p>&lt;傍聴&gt;0名</p> |
| <b>欠席者</b>  | <委員>権守委員、石井委員  |
| <b>議事項目</b> | <p>(1)教育文化会館、大師分館、田島分館の社会教育振興事業について(公開)</p> <p>(2)研究テーマについての意見交換等(公開)</p> <p>(3)令和6年度教育文化会館・大師分館・田島分館市民自主学級・市民自主企画事業選考会について(公開)</p>            |

### 決定・確認事項

- (1) 教育文化会館、大師分館、田島分館の社会教育振興事業について  
関口課長補佐、北村分館長、平井分館長より各事業について説明。
- (2) 研究テーマについての意見交換等  
小島館長から専門部会研究報告書(案)・「施設を有効活用した居心地の良いオープンスペースの設置」の説明・オープンスペースの設置状況の確認
- (3) 令和6年度教育文化会館・大師分館・田島分館市民自主学級・市民自主企画事業選考会について  
関口課長補佐から説明  
第4回・・・令和6年2月18日(日)  
※第4回は、市民自主学級・市民自主企画事業の選考会を兼ねている。

### 主な意見

- ・教育文化会館、大師分館、田島分館の社会教育振興事業について
  - (村社委員)「しなやかな身体づくりで健康寿命を延ばそう」の会場は大会議室ではないが、会議室・学習室でも体操系の利用は可能か。
  - (関口係長) 今回の講座は椅子を使ったストレッチを中心としている。部屋を合併して使用していて、大きな音もしないので問題ない。
  - (山澤部会長) プラザ大師まつりの参加延べ人数は何人か。
  - (北村分館長) 参加団体からの回答待ちでまだ把握していない。
  - (杉山委員) 「Hot! するカフェだいし」のチラシは脳トレの掲載やクイズがあり、答え合わせでカフェに参加したい気になるのではないか。
  - (村社委員) 「シニアの健康講座」は50歳以上が対象だが金曜日の午前中は働いている人が参加できない。宮川病院の先生の講演もあるのももったいない。18時頃からに実

施するのは難しいか。

(杉山委員) 例えば曜日を変えて金曜日・日曜日に同じことをやっても良いのでは。

(村社委員) プラザ田島まつりの日本舞踊体験はどうだったか。

(平井分館長) 着物には着替えず通常の服装で扇子を持って踊り方の体験をして貰った。とても好評だった。

(山澤部会長) 毎年、東海林のり子さんが講演をしているが今年はどのような感じか。

(平井分館長) 定員を超えて68人の申込があり、内容も好評であった。

・研究テーマについての意見交換等について

(杉山委員) 丸テーブルになり、BGMを流し、情報コーナーも見やすくなりとても良かった。報告書の16ページの「利用機会の拡大」のように進めていけば、これから益々良くなると思われる。

(村社委員) 例えば川崎区の10日間の掲示があると自分の来る日の天気も分かって嬉しいかもしれない。音楽は曜日によって変えても色々な方が楽しめるのではないか。若い世代が好むと思われる星座の運勢を10日分貼る等人を集めるような工夫をしても良いと思われる。

(野口委員) 傾聴カフェ実施の時にカフェの方が呼び込みをやっていた。誰もいないと遠慮してしまうが、このような働きかけがあると利用しやすい。館の利用者が気兼ねなく休憩できる場所になると良い。

(杉山委員) 場所があるのを知って貰うのが大切。時間貸しスペースでお金払って休みたい人もいるので、自由に使える場所がある事を知って欲しい。

(箕輪委員) PTAの表彰で順番を待っている人たちも利用していた。時間調整のような使い方も周知したい。

(山澤部会長) 30代くらいの女性が1人でスマホを見ていた。綺麗だと安心して利用しやすいと思われる。丸テーブルなので、中央にお花があればなお良くなるのでは。

(箕輪委員) この周辺に食事がとれる場所が殆ど無いのでお昼を食べる場所がある事は喜ばれると思う。

(山澤部会長) 綺麗だと人間の心理として入ろうと思う。女性1人・子ども連れ・若者が安心して入れる事が重要だと先程の女性を見て思った。丸テーブルと利用案内の掲示の効果だと思う。男女共同参画関係についての情報もあれば良いが、困った時の相談先の情報もまとめて掲示されていたのも良い。前回は工夫していたがより一層工夫されていてとても良くなったと感じる。

(村社委員) 防犯カメラのおもちゃがあるのでそれを設置していると不審者は来ないと聞く。ただ、整備してから来ていないと聞くので必要ないのかもしれない。防犯関係の掲示を何箇所か掲示しても良いかもしれない。

(山澤部会長) もう少し下の方に掲示した方が効果的と思われる。ポスターもきれいで、Wi-Fiの表示も良かった。

(小島館長) オープンスペースについて今回ホームページに掲載した。今後色々と幅広く広報したい。

(箕輪委員) 守衛側と受付側と入口はどちらにするか。受付側入り口は利用者が多い時通路が狭いので、守衛側の入り口も活用してはどうか。

(小島館長) 来る方の利用内容によると思われる。

(箕輪委員) 徐々に守衛側の入り口も利用できると分かるようになれば良いかもしれない。

(小島館長) 来る方の利用等を含め検討したい。

(野口委員) 避難経路のように案内を出しても良いかもしれない。

・令和6年度教育文化会館・大師分館・田島分館市民自主学級・市民自主企画事業選考会について

(箕輪委員) 事業の期間はどの位になるのか。

(関口係長) 事業に必要な契約期間による。

(箕輪委員) 事前の調整等準備期間が必要で実際に実施できるのは9月からになると実施期間が短くなる事業が出てこないか。可能ならば審査時期を早める事は出来ないか。

(関口係長) 全市統一して実施しているので審査時期を変更するのは難しい。

(山澤部会長) 提案団体の中には「市民自主」との名称が付いているため自分達の考えですべてできると誤解する団体が多い。公益的な事業なので職員と話し合い、アドバイスを受けながらより良いものを作り上げる事業である。その点も採点のポイントとしてみたい。

(関口係長) 様々な視点から活発な意見をお願いしたい。

## その他

## 専門部会審議報告書

|       |   |
|-------|---|
| 部 会 名 | 令和5年度第3回 川崎市社会教育委員会議 宮前市民館専門部会  |
| 開催日時  | 令和5年12月6日(水) 14:00~16:00  |
| 場 所   | 宮前市民館 4階 第4会議室  |
| 出席者   | <p>&lt;委員&gt; 川西和子(部会長)、山本良子(副部会長)、山本太三雄、高久實、<br/>         榑崎光雄、當間幸江、丸尾明彦</p> <p>&lt;事務局&gt; 大木館長、徳原係長、齋藤主任、山澤主任、加古主任(宮前市民館)<br/>         田添分館長(菅生分館)</p> |
| 議事項目  | 1 報告事項<br>2 協議事項<br>3 その他   |

### 決定・確認事項

#### 1 報告事項

##### (1) 宮前市民館・菅生分館の社会教育振興事業について

宮前市民館・菅生分館の社会教育振興事業について、資料1及び資料2に基づき、事務局から説明を行った。

#### 2 協議事項

##### (1) 今期の研究課題について

昨年度からの専門部会とワーキングでの検討内容、市民館だよりリニューアルに関するアンケートの回答状況について、意見交換を行った。

#### 3 その他

ア 令和6年度 宮前市民館・菅生分館 市民自主学級・市民自主企画事業の提案会と選考について、事務局から説明を行った。

イ 次回ワーキングの日程を次のとおりとした。

令和6年1月24日(水) 午前10時から12時 グループ室

### 主な意見

#### 1 報告事項

##### (1) 宮前市民館・菅生分館の社会教育振興事業について

- ・菅生分館の取組の中で、いくつか企画終了後に参加者が同窓会を行ったとのこと。終わったらそれでおしまいではなく、次につながっていることは素晴らしい。
- ・ちょっとボランティアをやってみたいという需要は多いはず。そういった需要を吸い上げることが重要。地域のボランティアの育成につながれば、いずれ地域で活躍する人材になり得る。
- ・菅生分館では学習情報提供・学習相談事業の受付があった際、希望内容に合致した団体やイベントを紹介しており、また、各団体の活動内容や連絡先のリストも作成しているとのこと。長年、会社員等として働いていた人が、退職後に何か地域で活動をしたいというニーズはあると思う。これまであまり地域に関わってこなかった人は、そもそもど

んな活動やイベントがあるのかが分からないので、一覧やリストがもらえるのは非常に助かるし、そういった取組はさらに進めて欲しい。

## 2 協議事項

### (1) 今期の研究課題について

- ・市民館だよりリニューアルに関するアンケートの回答状況によると、市民館だよりの入手場所としては、町内会の回覧、市民館・図書館が大半を占めており、どうしたら他の場所でも手に取ってもらえるかが今後の課題。
- ・報告書について、次回の1月中旬以降のワーキングまでにまとめる。

## 3 その他

### (1) 令和6年度 宮前市民館・菅生分館 市民自主学級・市民自主企画事業の提案会と選考について

- ・タイムスケジュールが厳しいので、もっと早く10月頃から周知等を行ってはどうか。この事業の説明については、全体説明会があったほうがいいのではないか。

## その他

傍聴者：あり（2名）

## 専門部会審議報告書

|       |   |
|-------|---|
| 部 会 名 | 令和5年度第2回有馬・野川生涯学習支援施設専門部会   |
| 開催日時  | 令和5年11月6日（月）10:00～12:00   |
| 場 所   | 有馬・野川生涯学習支援施設 グループ室   |
| 出席者   | <p>&lt;委員&gt; 生駒みを（副部会長）、本田明子、加賀勉、大島孝夫、津田知充、永野勝、鴨志田由美</p> <p>&lt;事務局&gt; 大木館長、加古（宮前市民館）</p> <p>&lt;指定管理者&gt; 本田館長、山口シニアディレクター、三枝（アクティオ株式会社）</p> |
| 議事項目  | <p>(1) 令和4年度所管課評価について</p> <p>(2) 令和5年度上半期 管理運営業務報告について</p> <p>(3) 令和5年度上半期 利用実績・事業・収支報告について</p> <p>(4) その他</p>                                  |

### 決定・確認事項

- 1 令和4年度所管課評価について  
令和4年度指定管理者制度活用事業評価シートに基づき、宮前市民館長から説明を行った。
- 2 令和5年度上半期 管理運営業務報告について  
管理運営業務報告書に基づき、有馬・野川生涯学習支援施設館長から説明を行った。
- 3 令和5年度上半期 利用実績・事業・収支報告について  
利用実績・事業・収支報告書等に基づき、同館長から説明を行った
- 4 その他  
第3回専門部会は、令和6年3月5日（火）に決定した。

### 主な意見

- 1 令和4年度所管課評価について
  - ・野川地区で実施したアウトリーチ事業はとてもよかった。野川地区にアリーノが出向いて存在を知ってもらうことが今後の利用につながるのではないかな。
  - ・令和5年度のアウトリーチ事業として、幅広い年代が参加できる音楽コンサートの野川地区での開催を計画しているとのことだが、小学校での音楽コンサートをぜひ実現してほしい。
- 3 令和5年度上半期 利用実績・事業・収支報告について
  - ・アリーノ夏休み子どもフェスタが4年ぶりに開催され、有馬中学校の生徒15名がボランティアとして参加し、地域の人と交流できてよかった。各ブースで補佐的な役割を担い、2人ペアで積極的に受付や配膳を担当してくれて、主催者からの評価も高かった。
  - ・有馬小学校では、ポスターコンクールと2年生のまち探検に協力してもらっている。子どもたちの「地域に発信したい、地域を知りたい」という気持ちを大切にしながら、地域を好きになってほしいと思っており、協力に感謝している。子どもにとってアリーノは公園に比べると心理的に遠いが、地域図書室などを親が利用すると、一緒に来るようだ。アリーノフェスタのようなイベントがあると、小さい時から馴染みやすくなるのではないかな。

### その他

傍聴者：なし

## 専門部会審議報告書

|      |   |
|------|---|
| 部会名  | 令和5年度 第3回図書館専門部会  |
| 開催日時 | 令和5年12月22日（金）14:00～16:00  |
| 場所   | 中原図書館多目的室   |
| 出席者  | 委員：菅原委員、今野委員、渡部委員、吉田委員、青柳委員、渡邊委員<br>平木委員、千委員（8名出席）<br>※川崎市社会教育委員会議規則第6条第6項（過半数以上の出席）の規定に基づき定数を満たし本会議は成立した。<br>図書館：横田・川崎図書館長、土屋・幸図書館長、小島・中原図書館長、<br>澁谷・高津図書館長、舟田・宮前図書館長、丸山・多摩図書館長、<br>小嶋・麻生図書館長<br>事務局：中原図書館：能塚・庶務係長、笛木課長補佐・資料調査係長、<br>飯草課長補佐・図書館ネットワークシステム担当<br>伊藤主任・荒井会計年度任用職員 |
| 議事項目 | 1 資料確認<br>2 令和5年度第2回議事録確認<br>3 報告事項<br>（1）各事業の実施について<br>（2）その他<br>4 協議事項<br>（1）図書館専門部会研究活動報告書について   |

### 決定・確認事項

- ・令和4・5年度図書館専門部会研究活動報告書について、今までの専門部会での協議や意見を集約し事務局で活動報告書（案）をたたき台として作成、提示した。各委員から追加修正案を頂き、意見交換を行った。

### 主な意見

- (1) 多様な方々（障害のある方等）へ多様な資料を活用していくということについて、「見える化」という課題の中で、今の取組に加えて、追加していく必要があるのではないかと。
- (2) 専門部会が第三者的視点という立場で検証し、報告書が所管部署を通して伝わり、またそれに対してフィードバックを頂けるといったシステムが有効的に機能していけばよい。
- (3) 今回の議論をふりかえって図書館が様々な行事イベントを行っていることを可視化できた。こうした取り組みが実施できたのは図書館職員の努力の賜物だと考える。もう少し図書館職員の頑張りについて記述してほしい。
- (4) 指定管理化については、担当部局から情報共有をいただいたところであり、その内容を基に専門部会で意見交換を行ったので、それをふまえて今後注視していきたいという表現を記載することでいかがか。
- (5) 今季検討を続けてきた「人づくり、つながりづくり、地域づくり」の部分についてのまとめの内容については、「おわりに」の前の「まとめ」の方に入れた方がよい。
- (6) 「人づくり、つながりづくり、地域づくり」を実践していく上で、職員の資質・能力が当然関わってくるので、それを今後も高めていく必要がある、あるいは、指定管理者制度になってスタッフが変わったとしても、そこは専門部会としては譲れない部分であるというように考え、その部分について「おわりに」で、指定管理制度との絡みで職員の能力や資質の重要性を指摘するというのもあって良いのではないかと。

### その他

傍聴者：4名

専門部会審議報告書

|      |  |
|------|--|
| 部会名  | 令和5年度 第3回社会教育委員会議日本民家園専門部会   |
| 開催日時 | 令和5年12月10日(日)  |
| 場所   | 日本民家園  |
| 出席者  | 委員 高橋部会長、大野副部会長、菅野委員、野尻委員、長谷川委員、柴田委員、松本委員、今委員、原田委員<br>事務局 澁谷園長、東担当係長、葉山担当係長、真保職員 |
| 議事項目 | 園内視察<br>川崎市立日本民家園運営基本方針について  |

決定・確認事項

・令和5年度から6年度における旧井岡家・旧佐々木家・旧野原家・旧山下家、旧作田家・旧小泉家便所・旧北村家・旧伊藤家・蚕影山祠堂・船頭小屋の補修工事計画、園路整備について確認した。

主な意見

- ・ナラ枯れ木のチェックは、落葉後でもナラ枯れの木だけ枯葉が残っていてわかることもあるが、まわりの樹木類の葉がある時期の方がわかりやすくよい。
- ・文化財保全と見学の快適性はバランスが必要である。テストケースとして何かの方法を選択し、その情報を蓄積してほしい。
- ・修繕の過程で当初なかった部材を付け加える場合は、あとからつけたものであることがわかるような材料を使ってほしい。
- ・各家の解説板は、家を見ながら読める位置にあるのが理想だと思う。
- ・川崎市立日本民家園運営基本方針策定のために実施したアンケートについては、もう少し細かなクラスター分析を行うと今後の民家園の企画に活かすことができる。
- ・令和6年度に全国都市緑化フェアのため月曜日開園するなどの変更がある場合、早めに炉端の会に告知してほしい。
- ・月曜日開園の振替休園日を工事実施日に充てる場合、職員は休めないのではないか。臨時職員などをつけてもらえるとよいが。

その他

・特になし

## 専門部会審議報告書

|       |   |
|-------|---|
| 部 会 名 | 令和5年度第1回青少年教育施設専門部会   |
| 開催日時  | 令和5年11月24日（金） 12:30～14:00   |
| 場 所   | 川崎市八ヶ岳少年自然の家  |
| 出席者   | <p>&lt;委員&gt; 番匠副部長、中井川委員、松田委員、境委員、元木委員、山川委員</p> <p>&lt;事務局&gt; こども未来局青少年支援室：柳原担当課長、上原担当係長</p> <p>&lt;指定管理者&gt; 八ヶ岳少年自然の家：名取所長、三井課長</p> <p>黒川青少年野外活動センター：野口所長</p> <p>青少年の家：佐藤所長、齋藤副所長</p> <p>子ども夢パーク：友兼所長</p> |
| 議事項目  | <p>(1) 令和5年度の事業計画の進捗状況について</p> <p>(2) その他</p> <p>(3) 川崎市八ヶ岳少年自然の家施設見学（希望される委員のみ）</p>  |

### 決定・確認事項

- (1) 令和5年度の各施設の事業計画に対する進捗状況の確認、質疑応答
- (2) その他青少年教育施設に関する質疑応答
- (3) 川崎市八ヶ岳少年自然の家施設見学（希望委員のみ）

### 主な意見

- ・ 子ども夢パークにおいて、ボール遊びで生じる音の苦情が寄せられていること、苦情に対応するため音の発生を可能な限り防止しているとの施設からの報告に対し、近隣の方と子どもたちとの交流の場であるとか、説明の場であるとか、そういった活動をより促進してはどうかとの意見があった。
- ・ 黒川青少年野外活動センターにおいて、自然体験に係る指導依頼を色々いただく機会が出てきているとの報告に対し、委員からは川崎の子どもたちが自然体験できる箇所をより増やしていただきたいとの意見があった。
- ・ 八ヶ岳少年自然の家において、利用状況に関する報告の中で、自然の家と富士見パノラマリゾートスキー場との連携について質問があり、自然の家を利用した方への割引キャンペーンを実施している旨の説明があった。また、6月に市から公表されている再編整備計画について、今後検討状況に動きがあれば部会で情報提供してもらいたいとの意見もあった。
- ・ 部会の開催に先立ち、各施設の利用状況がわかるよう、委員向け動画を予め各施設で御用意いただいたが、この動画により利用状況が更に理解できたとの意見があった。

### その他

傍聴者：なし





## 令和6年度 指定都市社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 (WEB 開催) 開催要項

※ 令和6年度は、指定都市社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会を  
まとめて1日で開催いたします。

### 1 指定都市社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会

(1) 日 時 令和6年7月5日(金) 午後1時半から午後4時半まで(予定)  
(当日、動作確認のため、早めに入室していただく予定です。)

(2) 開催方法 WEB 開催(「Zoom」を使用)

※全体会方式とさせていただきます。

※Zoom のリンクや、ミーティング ID は別途通知します。

(3) 協議題等(予定)

ア 各都市提案議題について

イ 一般社団法人全国社会教育委員連合表彰者の推薦について

ウ 指定都市社会教育関係各種協議会の開催について

エ 指定都市社会教育委員連絡協議会の運営について

オ 令和6年度各都市社会教育関係予算及び事業関係資料について

カ その他

(4) 参加者 各指定都市社会教育主管課長等 1～2人

各指定都市社会教育委員 1～2人

※Zoom に入室するアカウントの上限は、各都市4アカウントです。

### 2 Zoom の接続テスト、動作確認

(1) 日 時 6月中下旬

(2) 内 容

Zoom の接続テスト及び音声、映像の動作確認を行います。当日使用予定の機器、  
WEB 環境でご参加ください。

### 3 協議題の提出について

各都市から協議題を1つ提出してください。協議題の割り当てはございません。

協議方法について、希望する番号に○を入力してください。(選択肢は「①議題希望」、  
「②資料(回答書)のみ」です。)

会議では、「①議題希望」とあったものを取り上げ、2～4議題程度に調整させていただきます。  
協議題の調整については各市の意向をできる限り尊重いたしますが、最終的には開催市により調整させていただきます。

協議題の調整結果及び回答都市の割振り等については、後日御連絡いたします。

#### 4 提出物及び提出期限等について

##### 【提出物】

- 様式1 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会 協議題報告書  
様式2 会議出席人数等の調査及び事務担当者連絡先

##### 【提出期限】

令和6年2月21日（水）

##### 【提出先及び提出方法】

- 提出先：京都市教育委員会生涯学習部生涯学習推進担当  
提出方法：電子メール [shogaigaku@edu.city.kyoto.jp](mailto:shogaigaku@edu.city.kyoto.jp)  
(各種提出につきまして、送付文は不要です。)

#### 5 会議出席負担金等について

負担金はいたしません。

#### 6 その他

- ・会議資料は、ペーパーレスの観点から、メール等でデータのみ送付します。  
※ 各都市に印刷物の送付は行いません。
- ・会議中、発言される際に大きな雑音等が入らないよう、WEB会議に適切な部屋をご用意いただくなど、円滑な会議の進行にご配慮をお願いします。

(様式1)

## 社会教育主管課長会議及び社会教育委員連絡協議会

### 協 議 題 報 告 書

提案都市名

川 崎 市

|   |                            |
|---|----------------------------|
| 協議方法の希望<br>① <input type="checkbox"/> 議題希望 ・ ② <input type="checkbox"/> 資料 (回答書) のみ ← <input type="checkbox"/> 内に○を入力   |                            |
| 協議題   | 社会教育分野における I C T活用等の事例について |
| (提案理由)<br><p>川崎市社会教育委員会議では、適時性に留意しながら、社会教育に関する方針や計画等について、委員それぞれの専門的立場から協議しているところですが、デジタル化やインターネットによる情報化社会の進展に伴い、社会教育の分野においても、更なる I C T活用等の取組の推進が必要であるという多くの意見があります。</p> <p>オンライン講座等の実施だけでなく、W e bサイトに地図・写真・解説を掲載したデジタルツアーの開設や、文化財等のデジタルアーカイブ化などの提案もあるところですが、より多くの事例を参考にさせていただきたいと考えています。</p> <p>つきましては、貴市の社会教育分野における I C T活用等の取組事例を御教示ください。</p> |                            |
| 協議題作成課：川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課（電話）044-200-3304  |                            |

(備考) 提案に伴う関係資料がありましたら、添付またはリンク先の掲載をお願いいたします。



第6 回定例会報告事項への質問・意見について

「市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について」に対する社会教育委員からの意見一覧

| 番号 | 媒体  | 名前   | 区分 | 意見   | 市の考え方  |
|----|-----|------|----|--|--|
| 1  | 意見書 | 下田良一 | 意見 | <p>目的について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「H26. 27年度社教報告書」に記載のある「市民館や図書館は、法的な根拠を持ち、設置目的が明確な施設という独自性を持っている。これら施設は行政が責任を持って設置することが求められ、市民の学習活動を保障する重要な役割を担っている。</li> <li>・その重要な社会教育施設がより日常生活に結びついた身近な施設への期待が高まっている</li> </ul> <p>この文書の言葉を事業者に踏まえてもらいたい。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市と指定管理事業者は、過去の社会教育委員会議の議論等を踏まえ、利用者にとって、利用しやすい館となるよう館運営を行ってまいります。</li> </ul>  |
| 2  | 意見書 | 下田良一 | 質問 | <p>基本的考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民館及び図書館共に「あり方」の「行きたくなる」などのいくつかのキーワードはそのままが良いが、疑問としては「効率的・効果的な管理運営」と「市民サービス向上」がどうつながるのか。むしろ相反する考え方ではないか。</li> <li>・「経費の削減」といった表現がその思いを強める。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度は、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成するための制度であり、国の通知（平成22年度総務省通知）にもあるとおり「単なる価格競争による入札とは異なる」ものです。</li> <li>・「管理経費の削減」については、指定管理者が市が定めた指定管理料の中で、経営ノウハウを最大限活用しながら、効率的・効果的に館運営を行うための表現であり、必要な経費を削減するといった趣旨ではありません。</li> </ul>  |
| 3  | 意見書 | 下田良一 | 意見 | <p>開館時間及び休館日について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民館は午後9時までー9時半までに、図書館は閉館時間（月～金）午後7時を8時に延長できないか。</li> <li>・市民館・労働会館は9時半になっている。図書館もそうだが利用率はこの30分の延長で上がることは委員会も分かっていると思う。</li> <li>・視察結果の船橋市・江東区の図書館で時間延長で利用者増加にもつながった。（23年8月11日のタウンニュース）又全国でも神奈川でも午後10時もある（平塚市・相模原市公民館）</li> <li>・もし午後9時としてもその時は「諸事情による延長規定」も入れて欲しい。特に大ホールなどの演目はライブであり何らかのことで伸びても打ち切れずに延長もあり得る。その他災害などで遅れて開始され、押せ押せになることなどもある。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開館時間及び休館日につきましては条例で規定しているものであり、現在、変更する予定はありませんが、指定管理者から開館時間等の拡大が提案された場合、必要な対応をしてまいります。</li> </ul>  |
| 4  | 意見書 | 下田良一 | 質問 | <p>基本事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別承認については、現在の「大ホール審査会」に準じているようだが、指定管理者がどう関わるのかが不明である。</li> <li>・指定管理者が座長なのか一参加者かで対応が異なると考える。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大ホールの特別承認につきましては、「川崎市教育文化会館・市民館大ホール等特別承認申請要綱」に基づく現状の運用を基本とし、実施して行く予定です。市民館大ホール優先申請利用調整会議につきましても、現在の運用を基本とし実施してまいります。</li> </ul>  |
| 5  | 意見書 | 下田良一 | 質問 | <p>人員配置について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な認識を確認したい。「H26. 27年度社教報告書」の中に「市民館・図書館のあり方を探求していく過程において、最も印象的出会った事柄は、それら施設をより魅力的なものにしようという情熱を持った職員によって支えられている姿であった。詰まるところ、施設の探求の道程は、そこで働く職員の資質と情熱にあることが伝わってきた。」とあり、それには「安定した職員体制を確保するためには、専門的専従の配置によって専門性を発揮することの出来るような環境の整備が求められる」と記載されている。</li> <li>・この観点で書かれている条件を見ていくと</li> </ul> <p>市民館の館長：図書館分館長と兼ねる場合は、職員に司書と経験者を必ず配置がある。<br/>市民館の職員：1名以上の妥当性はどこに。複数とは出来ないのか。<br/>図書館の館長：分館長兼ねる場合は、職員に社会教育主事と経験者が1名以上いること。<br/>図書館の職員：50%の数字の妥当性はどこに。過半数とはできないのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民館の館長については、「生涯学習の推進及び市民活動の支援等に見識を有する者」で「社会教育主事資格保有者が望ましい」とし、図書館の館長については、「生涯学習の推進や市民活動の支援等に見識を有する者」で「司書資格（司書又は司書補）保有者が望ましい」とします。両館長とも当該施設の専任とします。よって他の施設館長と兼ねることはできません。市民館分館と図書館分館の合築館については、市民館分館長と図書館分館長を兼ねることも可としますが、それぞれの館長の要件を保持する必要があります。</li> <li>・地区館・分館それぞれ、市民館職員については、「社会教育振興事業等に従事する者のうち、施設ごとに1名以上は社会教育主事資格保有者」とし、図書館職員については、「図書館業務従事者の50%以上は司書資格（司書又は司書補）保有者」とします。</li> <li>・社会教育主事資格保有者の配置を1名以上とした理由としては、市民館において資格保有者がいない館も実態としてある現状ですが、必要な専門性を担保する観点から各館1名以上としたものです。</li> <li>・司書資格保有者の配置を50%以上とした理由としては、図書館においてカウンター業務従事者も含めた司書資格保有率は、約39%という現状ですが、専門性の継続等を担保する観点から、50%以上としたものです。</li> </ul> |

第6回定例会報告事項への質問・意見について

「市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について」に対する社会教育委員からの意見一覧

| 番号 | 媒体  | 名前   | 区分 | 意見   | 市の考え方   |
|----|-----|------|----|--|---|
| 6  | 意見書 | 下田良一 | 意見 | 図書館の運営について<br>・児童サービスの推進に当たっては、「児童文学関係の専門家や地域文庫で活動している市民の力を入れた選書や普及活動を推進する。」といった一文を入れてもらいたい。   | ・児童書の選書につきましては、児童書選定委員会などを通じて実施してまいります。また、児童の読書普及活動につきましては、図書館ボランティア等と連携に努めることを仕様に記載してまいります。                            |
| 7  | 意見書 | 下田良一 | 意見 | 緊急時について<br>・マニュアルだけでは足りないことから「訓練」を入れる。   | ・本市の指定管理者制度導入施設における災害対応の関する方針においては、「所管課と指定管理者で協議を行い、実行的かつ効率的な訓練を継続的に行う」となっておりますことから、訓練を行い災害時等の対応に備えることについて仕様に記載してまいります。 |
| 8  | 意見書 | 下田良一 | 意見 | 20.<br>「館長が出席」の所で、「と現場職員1名」も入れる。直接のやりとりは現場職員がよく知っているから。  | ・御意見のとおり「館長及び必要な職員が出席」と仕様を修正いたしました。   |
| 9  | 意見書 | 下田良一 | 意見 | 21. 市民意見聴取について<br>・「利用者アンケート等」だけでは弱い。個人的市民とのトラブルなど窓口ですむことでなく、利用者の集団や団体などの代表者が意見交換が出来る「場」の設定が必要。<br>例：「利用団体との面接も必要に応じて設置する」とか。<br>・「利用者懇談会」については「1回以上」でなく年2回（中間と終わり）明確にし、メンバーに識者と市民代表（利用団体の中で選ばれた代表者）も明記する。 | ・市民意見の聴取の方法につきましては、アンケートや利用者懇談会等を行うとともに、適宜、必要な取組について市と指定管理者で協議してまいります。  |
| 10 | 意見書 | 秋元英輔 | 意見 | 1. 「選書」<br>・「選書」に関しては、次に述べる方針が仕様書に明文化されることを提言致します。<br>〈指定管理者は図書館資料の収集を行うにあたり、日本十進分類法（NDC）に基づく分担方針を継承する〉<br>改正された「川崎市立図書館条例」の第7条（指定管理者が行う業務の範囲）第1項で「図書館資料の収集、分類、配列及び、その目録の整備に関すること」を規定しています。                | ・図書資料の選書につきましては、「川崎市立図書館資料収集要綱」に基づき実施してまいります。<br>・図書資料の収集、分類、配列等については、直営時と同様に日本十進分類法（NDC）に基づき行ないます。                     |
| 11 | 意見書 | 秋元英輔 | 意見 | 2. 「広報」<br>・「広報」の活発化に関しては、次のような条項が仕様書に明文化されることを提言致します。<br>〈指定管理館においては、図書館勤務経験者に加えて、民間の書店や出版社、取次事業会社（物流会社）等の出身者が館長等管理職に従事することが望ましい〉   | ・「広報」につきましては、民間事業者のノウハウによる工夫を期待できると考えておりますが、それに従事する職員の職歴等を指定する予定はありません。   |
| 12 | 意見書 | 奥平亨  | 質問 | ・PPPプラットフォームの参加社は22社程度と定例会で伺いましたが、可能であれば参加社名を教えてくださいませんか？<br>・難しければその法人形態（株式かNPOかなど）の内訳を知りたいです。<br>・これに参加された社はどのような経緯で参加されたのでしょうか？公募でしょうか？   | ・PPPプラットフォームの参加社は、株式会社24社、公益財団法人1社、NPO法人1社の計26社です。自由な意見交換のため参加事業者の非公開を前提としていることから、社名についてはお伝えできません。                      |

第6回定例会報告事項への質問・意見について

「市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について」に対する社会教育委員からの意見一覧

| 番号 | 媒体  | 名前  | 区分 | 意見  | 市の考え方  |
|----|-----|-----|----|---|--|
| 13 | 意見書 | 奥平亨 | 質問 | ・市民館図書館ともに直営時代と異なる仕様となっている箇所はあるのでしょうか？<br>・施設の位置づけが変わらないのであれば、根拠法やその成り立ちの立脚点は同じと思いますが、例えば開館時間などの変更はあるのでしょうか？  | ・市民館、図書館ともに施設の位置づけが変わらないことから、基本的に直営時と同様の運営となるよう仕様を作成しておりますが、民間ノウハウを活用してもらいたい事項については、加筆しております。<br>・開館時間及び休館日につきましては条例で規定しているものであり、現在、変更する予定はありませんが、指定管理者から開館時間等の拡大が提案された場合、必要な対応をまいります。   |
| 14 | 意見書 | 奥平亨 | 意見 | ・施設長にあたる方についての資格要件を設けることを検討してほしいです。<br>(図書館長であれば司書資格、市民館長であれば社会教育に関わる資格保有者など)   | ・館長については、社会教育施設等での経験や専門性と共に館全体のマネジメント力も重要であると考えていることから、資格要件を必須としておりませんが、市民館長については「社会教育主事資格を有していることが望ましい」、図書館長については「司書資格を有していることが望ましい」と記載いたします。   |
| 15 | 意見書 | 奥平亨 | 意見 | ・市民館は1名以上の社会教育主事資格保有者、図書館員の半数以上は司書資格と想定されているようですが、複数年の経験年数を保有するなど、専門領域の経験年数や経験内容を要件に加えてほしいです。   | ・現状の市民館・図書館における資格保有者の状況や、必要な専門性を担保する観点から、市民館は1名以上の社会教育主事資格保有者、図書館は業務従事者の50%以上は司書資格保有者とし、経験年数などは記載しませんが、積極的に実務経験者を配置すると記載いたします。   |
| 16 | 意見書 | 奥平亨 | 意見 | ・仕様と直接関係ないですが、P5の「一般的な社会教育振興事業の進め方」に関連しての意見です。<br>・専門部会と社会教育委員会議の位置づけ、関係性や情報共有のありかたについては長年課題となってきたと認識しています。指定管理となる場合、専門部会は市民が入っているという意味でこれまで以上に重要性を増すと思われます。<br>・専門部会と社会教育委員会議の共同討議の機会を設ける、双方向の情報交換を行うなどの機会が検討できないのでしょうか？ | ・社会教育委員会議と社会教育委員会議専門部会の情報交換につきましては、現状、社会教育委員会議に専門部会の情報を報告している所でございますが、さらなる情報交換の手法について、今後、検討してまいります。  |
| 17 | 意見書 | 中村香 | 意見 | ・指定管理者導入に向けた資料を作る際には、常に、民間活用の意図を明記して頂けないでしょうか。<br>・今回は仕様書案の概要なので、前提となることは割愛されたのですが、導入の意図・メリットを常に考え続けることが大事だと思うからです。   | ・今後、指定管理者導入に関する資料を作成する際には、民間活用の意図を入れることを意識した資料作りに努めてまいります。   |
| 18 | 意見書 | 中村香 | 意見 | ・仕様書そのものには書かないかもしれませんが、導入予定時期が異なることをメリットにできるように、ご検討頂いていることを明らかにして頂けると良いのではないのでしょうか。<br>・導入時期の違いは、建物という物理的影響が大きいのではと思いますが、時期の違いがあるからこそ、よりよい導入となるように検討を重ねることもできるのであり、「一度決めたから終わり」ということではないことが見えるとありがたいと思いました。               | ・各施設ごとの仕様書になるため全体の導入予定時期が異なることの理由を記載することは難しいですが、民間及び行政側のマンパワーを考慮しつつ、本市の施設整備のタイミングを捉えた導入や、時期の違いによる丁寧な検討を行っていることについては、適宜適切なタイミングで、市民への説明を行ってまいりたいと考えております。   |
| 19 | 意見書 | 中村香 | 意見 | ・図書館は書籍等の資料が行き交う場なので、図書館ネットワークが必要だと思いますが、業務遂行の為や、モニタリングの為ということのみならず、民間事業者が入ることによるメリットを共創できるようなネットワークにして頂けないでしょうか。   | ・図書館のネットワークは、市の図書館全体を1つの図書館と見立て、それぞれの図書館を、図書館システムや物流（図書資料の配送）でネットワーク化しております。<br>・現状、図書館システムや物流は中央図書館的機能を有する中原図書館が担っておりまして、今後は民間事業者のご意見などを伺いながら、より良いものとしてまいりたいと考えています。<br>・各図書館職員が参加する図書館長会議や係長会議、担当者会議等に指定管理者も参加いただく予定としており、その中で、意見交換等を行ってまいりたいと考えております。 |
| 20 | 意見書 | 中村香 | 意見 | ・3ページに「効率的・効果的」と言う言葉が何回か出てきて、一か所だけ（左側の下から5行目）「効果的・効率的」となっています。細かいことですが、「効果的・効率的」に統一して頂けないでしょうか。<br>・どちらも大事ですが、効率よりもまず効果を優先することで、効率にもつながるようにして頂きたいです。  | ・ご指摘ありがとうございます。「効果的・効率的」で表現統一を図ります。  |

第6回定例会報告事項への質問・意見について

「市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について」に対する社会教育委員からの意見一覧

| 番号 | 媒体  | 名前  | 区分       | 意見   | 市の考え方  |
|----|-----|-----|----------|--|--|
| 21 | 意見書 | 中村香 | 意見       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人員配置の資格保有者について、何人居れば良いというよりも、徐々に増やして専門性の高い職員集団にしなければ…と、指定管理者が思える表記にしてください。</li> <li>・資格は能力の一つの基準ですが、資格を持っていれば有能とは限りません。有資格者が少しずつでも増えていくことで、職場に新たな知見が入っていくと思うからです。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人員配置における資格保有者に対する考え方については、最低限の専門性を担保するような表現を取らせていただいております。事業者の提案によってはその人数や割合については、当初からでも、年次をおってからでも増やしていただくことは可能と考えております。</li> <li>・今後、事業者と調整をしていく中で、いただいたご意見にありますように、徐々に専門性の高い職員集団の形成ができるような研修等の充実を図ってまいりたいと考えております。</li> </ul>   |
| 22 | 意見書 | 中村香 | 意見       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信教育課程には指定管理者の方が結構いらっしゃり、スクーリングでは、それぞれの実践や困っていることを共有して学び合っていますし、スクーリング後にもつながり、情報交換をしているようです。</li> <li>・選定の際には「競合他社」かもしれませんが、実際に業務を始めてみると、いろいろと情報交換をして考えなければならないことがあるようなので、資格取得の為の研修制度の充実を促すのみならず、指定管理者同士が話し合える場があると良いのではないのでしょうか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的には全市民館と幸・宮前・麻生図書館、またその全分館が指定管理者による運営になる予定であり、各行政区ごとに公募を出すため、指定管理者も全区で異なる可能性は十分あります。</li> <li>・指定管理者が各区でそれぞれ異なった場合においても、各館の間における情報共有や連携も大切であることから、館長会議や担当者会議等により、指定管理者同士が話し合えるような環境づくりを検討してまいります。</li> </ul>                     |
| 23 | 意見書 | 中村香 | 意見       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者は、常勤・非常勤の多くの職員を採用することになると思います。自分たちの川崎市をより良くしていきたいと思う川崎市民を多く採用してもらいたいです。</li> <li>・人事権は指定管理者にあるのですが、思いは伝えても良いのではないかと思います。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・お見込みの通り、採用を行う人事権は指定管理者にあり、仕様に記載することは難しいと考えておりますが、選定された事業者には川崎市民の雇用を促すことは可能であり、事業者ヒアリングでも、地元の方の採用の方が運営はしやすいといった話を伺っております。</li> </ul>  |
| 24 | 意見書 | 中村香 | 質問<br>意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「前年度までの事業を継承」(p.5)は、大事な事だと思えます。</li> <li>・指定管理者になった途端に全く変わってしまった…ということにならないように考慮されたのだと思えますが、どの程度の継承をするのでしょうか。</li> <li>・前年度の事業が全て良いとは限らず、少しずつ改善していってもらうことも大事だと思えました。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの利用者の方がいる中で、今までと全く異なる手法で既存の利用者への混乱を生じさせないように事業者には留意いただく必要があると考えています。</li> <li>・一方で、同じことを同じようにやるのでは、せっかくの民間ノウハウは生かせないと考えますので、指定管理者には、前年度までの取組をしっかりと把握したうえで改善すべき点を改善し、新規利用者層を獲得しながら、既存の利用者にも混乱を生じさせない工夫を求めていると考えています。</li> </ul> |
| 25 | 意見書 | 中村香 | 意見       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女の平等な参画に配慮するとともに、ライフステージのバランスにも考慮」(p.5)というのは、要するに「老若男女」と言うことで、偏らないようにということを言いたいのだと思いますが、SOGIの方のことも考えると、表記の工夫が必要ではないのでしょうか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご意見を踏まえ、「性別等に係わらず誰もが平等に参加できるよう配慮するとともに、ライフステージのバランスにも考慮」に修正をいたしました。</li> </ul>   |
| 26 | 意見書 | 中村香 | 意見       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体的に、川崎市の社会教育らしさがもう少し見えると良いのではないかと思います。</li> <li>・川崎市では社会教育のみならず市全体として、Colors Futureを掲げ、多様性や人権を尊重することを目指してきたと思います。概要版なので見えにくいかもしれませんが、川崎市が培ってきた人権意識が継承されるような書き方の工夫をして頂きたいです。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書は、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を指し示す物のため、その中で多様性や人権尊重を表することは難しい部分はありますが、今後指定された事業者には、本市が取り組んできた人権施策について、しっかりと伝えていきたいと考えています。</li> </ul>  |
| 27 | 意見書 | 中村香 | 質問<br>意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いろいろなフローが書かれており、大事だとは思いますが、効果と共に効率も優先しなければ、仕事が増えて大変だと思いましたが、管理しすぎると民間の活力が活かされず、バランスが難しいと思えました。</li> <li>・一方で、図書の選定フローは、どれくらいの頻度で行うのでしょうか。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館の選書については、大きく①一般書②児童書③逐次刊行物（雑誌）の3つを行います。</li> <li>・市立図書館全体として、①については週に1回、②については月に2回、③については年に1回の担当者会議があり、そこで選書を行っております。</li> </ul>  |

第6回定例会報告事項への質問・意見について

「市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について」に対する社会教育委員からの意見一覧

| 番号 | 媒体     | 名前  | 区分       | 意見  | 市の考え方   |
|----|--------|-----|----------|---|---|
| 28 | 意見書    | 中村香 | 質問<br>意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者が実施する自主事業（p.7）の割合は決まっているのでしょうか。</li> <li>・指定管理者としてすべきことがたくさんあり、なかなか大変だと思いますが、民間事業者を入れると決めたからには、民間活力が生きるように応援する仕組みになって欲しいと思いました。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主事業については仕様書でその内容を定めるものではなく、仕様書には無い事業を指定管理者の裁量の中で自発的に行うものとなっております。</li> <li>・指定管理者が施設目的に反しない限り、空いている時間帯や施設の有効活用を行い、民間ノウハウによる施設未利用者層への訴求効果の高い自由な事業展開によって、利用率の向上や新規利用者の開拓が期待できると考えています。</li> </ul>  |
| 29 | 意見書    | 中村香 | 意見       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価では、川崎市にとっての導入効果が検討されるのですが、指定管理者の労務管理の報告も評価に入れて頂けないでしょうか。</li> <li>・労務管理自体は指定管理者が行うことですが、職員の労働環境が悪ければ、良い仕事になるとは思えません。職員の多くが嘱託職員になるとはありますが、労働基準法などで定められた最低限のルールへの遵守が基本だと思います。</li> <li>・地域によっては、民間事業者の評価委員に社労士等の労務の専門家を入れていきます。</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者選定の評価基準については、現在検討中ではありますが、協定の条件として労働法規の遵守を求めるほか、選定時において労働条件を評価対象に含めることや、モニタリングの中で指定管理者の労働環境についても必要に応じて確認し、指導を行うことを検討してまいります。</li> </ul>  |
| 30 | 第6回定例会 | 和田悠 | 意見       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・3の運営に関する基本的な考え方のところで、市民の学習意欲を高める事業展開とありますが、市民というのは既に学習意欲があるという場合もあって、むしろ社会教育での学びを通じてその意欲を形にしていこうとか、自治の担い手になっていくというのが社会教育の学びの重要なところだと思います。</li> <li>・全般的に学びの消費者になっているという感じがやはりあるので、市民の位置づけということについて考えてほしいと思います。</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民の学習意欲を高める事業展開」については、これまで市民館等の利用をしたことがない市民等に対し関心を持っていただく展開を表す文言として使用しております。</li> <li>・ご指摘を踏まえ、仕様書の社会教育振興事業の項目の中に「川崎市生涯学習推進活動方針」を留意して実施することを記載していきます。また、施設設置目的に言及する項目には、市民の自発的・主体的な学習活動の支援を行う施設である旨を記載していきます。</li> </ul>   |
| 31 | 第6回定例会 | 和田悠 | 質問       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理を導入する上で、この経費の縮減というのはいわゆる重要なポイントになると思うのですが、これは単にリストラするという意味ではないという話はずっと聞いてきました。逆に言うと、努力をしても学びの要求に応えたいがゆえにコスト増というところがあるような気がします。</li> <li>・増えるコストという場合についてどう考えているのかを聞きたいです。</li> </ul>  | <p>【12/26定例会での回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に指定管理料があるので、事業者は其中で運営していく形になります。そのため、経費の縮減といっても、必要な経費を下げ行政コストをカットすることが目的ではなく、与えられた指定管理料の中で事業者として最大限の効果を出すことを求めているものになります。つまり、事業展開をするに当たって、掛かる経費を考慮せず事業を行うのではなく、経費を考慮したうえで、効率的・効果的によい事業を展開してもらうことになります。</li> <li>・区には生涯学習支援部門を設置する予定です。区の生涯学習支援部門は、単にモニタリングをするだけの存在ではないと考えていますので、そことうまく連携をしながら事業の充実を図っていくことを考えています。</li> </ul>  |
| 32 | 第6回定例会 | 和田悠 | 意見       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・7の人員配置について、職員のところに1名以上は社会教育主事資格保有者を配置するとなっておりますが、例えば1名取りあえず非正規でもいれれば良いというように捉えられかねないと思います。</li> <li>・市民館分館長と図書館の館長が兼任できるということですが、社会教育主事と司書資格は違うので、両方持っていることが望ましいというか、持っていてほしいなと強く思います。そのためにも、着任時点では持っていないとしても、積極的に資格を取得してもらえよう行政がバックアップしてほしいと強く思います。</li> </ul> | <p>【12/26定例会での回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人員配置については、おっしゃるとおり館長や総括責任者に専門性をどこまで持たせるかというのは、同じように考えましたが、事業だけではなく、運営であったりとかその館全体を回していくこと、指定管理館、今回高津であれば、本館と分館もあるため、マネジメント力のほうを重視させていただきたいということで、現在専門性は入れていない状況になります。</li> <li>・PPPプラットフォームで事業者の方と話をしたところ、実際に運営していく中で必要な専門性というものを担保していくために、職員の資格取得を促していくというような事業者もありましたので、なるべく増やしていく方向に考えてもらえるとありがたいなと考えているところです。</li> </ul> <p>⇒ご指摘を踏まえ、市民館長の専門性を確保するため、社会教育主事資格保有者が望ましいことを仕様に記載させていただきます。</p> |

第6回定例会報告事項への質問・意見について

「市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について」に対する社会教育委員からの意見一覧

| 番号 | 媒体     | 名前  | 区分 | 意見   | 市の考え方  |
|----|--------|-----|----|--|--|
| 33 | 第6回定例会 | 和田悠 | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・8の市民館等運営に関する業務について、社会教育振興事業要綱に基づいて事業を実施するとなっており、第2条に「社会教育振興事業の実施にあたっては、民主主義の精神にのっとり、平和と基本的人権を尊重し、市民が自らの学びを創造する豊かで活力のある地域社会の実現をめざす」と書かれています。とてもよい文章だと思いました。</li> <li>・ただ、民主主義とか平和とか基本的人権とか、あるいは地域社会の実現とか、そういうワードがあまり仕様書に見えなかったのが気になりました。社会教育の前提として大事なことで、川崎の社会教育が大事にしてきたところだと思いますので、もう少しこの仕様書の中にも入っているといいなど。</li> <li>・学習権を保障するというそういう観点をもう少し強く打ち出してほしいと思いました。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘を踏まえ、仕様書の社会教育振興事業の項目の中に「川崎市生涯学習推進活動方針」を留意して実施することを記載します。また、施設設置目的に言及する項目には、市民の自発的・主体的な学習活動の支援を行う施設である旨を記載します。</li> </ul>  |
| 34 | 第6回定例会 | 和田悠 | 質問 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・5ページのところの一般的な社会教育振興事業の進め方で、住民の方は心配しているというより、もっと社会教育行政に協力したいとか、参加したいと思っています。</li> <li>・その点で、市民の方や専門部会、社会教育委員会議がどんな関わり方ができるのか、あるいはどんな関わり方を考えているのか御説明いただきたいです。</li> </ul>   | <p>【12/26定例会での回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施については、一般的なフローを今回はお示しさせていただいています。例えば企画委員が関わる事業や市民自主学級や市民自主企画事業などは、個別に考えていきたいと思っています。</li> <li>・社会教育委員会議の専門部会の出席については、館長は少なくとも出席をして、その統括などで全体の話をしてほしいということでここに館長というふうに書いたのですが、もちろん館長だけというつもりはなくて、職員も必要に応じてしっかりと参加をしていくということで考えているところでございます。</li> </ul> |
| 35 | 第6回定例会 | 和田悠 | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・19のリスク分担について、やはり指定管理者制度の施行を心配している人の中には、行政の関与というか、責任が後退してしまうのではないかと不安があるのではないかと思います。</li> <li>・この仕様書の分担を変えろという意味ではなくて、これは現行でいいと思うんですけども、これは心構えという点で、運用においてやはり指定管理者任せにしないというか、リスク分担をあまりにも機械的に形式的に考えないほうがいいのではないかと思います。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク分担につきましては、指定管理事業者が決定した後、指定管理事業者と協議し、作成してまいります。指定管理者制度を導入しても公共施設としての機能・役割は変わりませんので、指定管理者と市が連携し、館運営を行ってまいります。</li> </ul>  |
| 36 | 第6回定例会 | 和田悠 | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・20の社会教育委員会議についてですが、評価とかモニタリングとかそういうことに関わってくると、やはり社会教育委員会議の中にも図書館の専門家が一人いると、また違ってくるんじゃないかなと思いました。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育委員会議のメンバーにつきましては、今後検討してまいります。</li> </ul>   |
| 37 | 第6回定例会 | 和田悠 | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・21の利用者懇談会をやるというのはよいなと思ったのですが、これもただ聞いて終わりというのではなくてフィードバックする仕組みがあるといいなと思いました。</li> </ul>   | <p>【12/26定例会での回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者懇談会等で出てきた内容については、指定管理者の方がすぐには取り入れてもらったりですとか、例えば社会教育委員会議の市民館専門部会でしっかりと話をして共有をしていくとか、あとは最終的にモニタリング評価のところはどう入れていくのかということは、設計をしているところでございます。</li> </ul>   |
| 38 | 第6回定例会 | 和田悠 | 質問 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・22のモニタリングに関しては先ほど言ったように、モニタリング・評価も運用の部分になってくるかと思いますが、やはり専門部会とか社会教育委員会議がどのような役割をそこで果たせるのか、今のビジョンでもいいのかということをお教えしてほしいです。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価につきましては、社会教育委員会議及び社会教育委員会専門部会に報告をし、ご意見を伺うなど、手法につきましては引き続き検討してまいります。</li> </ul>   |

第6回定例会報告事項への質問・意見について

「市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について」に対する社会教育委員からの意見一覧

| 番号 | 媒体     | 名前   | 区分 | 意見  | 市の考え方   |
|----|--------|------|----|---|---|
| 39 | 第6回定例会 | 和田悠  | 質問 | <p>・中原図書館の業務量とか仕事量が増えないかなという心配がちょっとしたので、どうい手厚いフォローをするのかとか、特に指定管理者制度導入の最初のときはいろいろと混乱することもあるかもしれないので、中原図書館に対するフォローとか、それをどう考えているのか教えてほしいです。</p>  | <p>【12/26定例会での回答】</p> <p>・中原図書館のフォローですが、中原図書館は今他の市立図書館のフォローをする立場で今頑張ってくれています。</p> <p>・指定管理を入れた当初はモニタリングをする直営館も含めて多分混乱をすると思っていますので、中原図書館だけではなく生涯学習推進課も一緒になってしっかりとフォローができる体制を持っていきたいと思っていますところ</p>  |
| 40 | 第6回定例会 | 和田悠  | 意見 | <p>・モニタリングと評価はすごく大事なところなので、単に量的にならずに質的なものも含めて丁寧にやっていただきたいというふうに思います</p> <p>・指定管理者が実施する自主事業も公益性があるかは大事ですけれど、変に商業的にならず、いい意味での川崎の社会教育らしさを大事にしながらいい事業をしてほしいと思います。</p>   | <p>・市が培ってきた経験を継続できるよう、しっかりとモニタリングや評価を行える制度設計を行ってまいります。</p> <p>・指定管理事業者の自主事業についても、モニタリングを行う中で、川崎の社会教育らしさといった視点をもって展開してもらおうよう、指定管理者と協議してまいります。</p>  |
| 41 | 第6回定例会 | 井口香穂 | 意見 | <p>・民間のリソースを活用してよりよいサービスを提供していくとか、社会情勢や技術の進歩なども含めて提供されていってほしいと思っており、仕様書ではそういったところをどのように促進されていくのかということが知れたらいいなと思って説明を聞いていました。</p> <p>・基本的には現状をとにかく変えないというところが仕様書内に具体的に指定されていて、指定管理者が独自性・専門性を活かして自主事業をする場合には自己資金によってやっていただくとの説明でしたが、無料で市民に提供していくのが難しくなってしまう仕組みにならないかなというふうに感じています。最低限の仕様書をクリアして今あるサービスをより効率化して経費削減してよかったねみたいなことに結果としてなると、じゃあ指定管理者制度は何だったのということになってしまわないかなと気になりました。</p> <p>・和田委員からもあったような、資格取得を支援することはできないのか、ということにも似た感じかなと思うのですが、こういう施設が市民の日常とかニーズに沿った豊かなサービスを提供していくことを支援するような仕様というか、運用がなされるとすごくいいのではないかなというふうに思いました。</p> | <p>【12/26定例会での回答】</p> <p>・指定管理者に求めたいものとして、もちろん自主事業はありますが、基本的に大切にしてもらいたいものを仕様書に書きつつも、事業のやり方であったり、行政が弱い部分の広報であったりとか、見せ方の部分をうまく民間のノウハウを使いながら事業を実施してもらい、利用者に市民館をよりよく使ってもらえるような働きかけをしてもらいたいと考えています。</p> <p>・指定管理者には自主事業だけではなくて、本来業務の中でも民間ノウハウを活用して、利用者に更に利用してもらえるような工夫をしてもらいたいと考えています。</p> <p>・仕様書で、これまでのことをきっちりやってもらうということを明記をした上で、民間ノウハウによる工夫で市民館を発展的により良くしていくということに主眼を置いています。</p> <p>・発展的なところについては、事業者が考えて提案していくことが指定管理制度になりますので、その部分については募集の説明会などでもしっかりと説明していきたいと考えています。</p> |
| 42 | 第6回定例会 | 井口香穂 | 質問 | <p>・現時点で自己資金のみというところを、一部独自事業も自主事業も支援を促進できるように、一部経費負担、例えば何%ぐらいまでというような形でやることを御検討いただけないかなというふうに思いました。</p> <p>・こうすることで、事業者も自主事業がよりやりやすくなっていくような形を御検討いただきと思いました。</p>  | <p>【12/26定例会での回答】</p> <p>・しっかりと指定管理料を確保しながら、こういったことを市民館・図書館の中でやっていてもらいたいということを指定管理者に説明していきたいと考えています。</p> <p>・基本的には指定管理料の中でやりくりしてもらうものですので、一定の指定管理料の中でより充実した提案してきた事業者が選定されていくような形になります。</p>  |
| 43 | 第6回定例会 | 井口香穂 | 質問 | <p>・評価に当たってというところで、自己評価項目とか利用者の懇談会を義務づけるということもあったと思います。この自己評価項目となっている項目について、仕様内ですとか、市のほうから一定程度指定をしていくことを検討されているのでしょうか。</p> <p>・ある程度創造性、民間の創造性とか専門性を活用した自主事業を推進していく上で、こういったことをやったということ自体がちゃんと評価につながるですとか、市民サービスの豊かさが向上したということが事業者にとってもプラスになっていく、ということが求められていることが認識できる仕様なのかというところ。そういったことを促進する方法で、もし変えられる点や、御検討されている点があれば教えていただきたいです。</p>   | <p>・自己評価項目（モニタリング項目）につきましては、指定管理事業者が決定した後、市と指定管理事業者が協議しながら作成していきます。</p> <p>・自主事業に対する評価やサービスの向上につきましては、評価基準を作成する中で加点要素となるよう検討してまいります。</p>  |

第6回定例会報告事項への質問・意見について

「市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について」に対する社会教育委員からの意見一覧

| 番号 | 媒体     | 名前   | 区分 | 意見  | 市の考え方  |
|----|--------|------|----|---|--|
| 44 | 第6回定例会 | 丹間康仁 | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・3の基本的な考え方はとても大事だなというふうに考えております。</li> <li>・ただ、昨年度社会教育委員会議で議論した、生涯学習推進活動方針については書かれていません。また教育振興基本計画というの、ここには言葉としては出てこないということで、テクニカルな問題でここに書いていないのか、もし書けるのであれば、そういったものを書いていく必要があるかなと思います。</li> <li>・なぜかという、指定管理の期間というのは5年間と決まっていますが、ただ市民の学びというのはかなり長い目で事業展開していかなければならないということです。今のところはタイムリーの話題とか市民ニーズに対応したということで、どうしても単年度事業みたいなものがイメージされがちですので、長い目で見た事業を、時間をかけて年度を超えていくような事業を引き続き大事にしていきたいなということです。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様の業務上の留意点として、市民館条例や図書館条例などの基本的な法律、条例その他の関連法令を遵守することの記載や、「川崎市総合計画」、「川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン」に基づく取組の推進などについても記載していきます。</li> <li>・ご指摘を踏まえ、仕様書の社会教育振興事業の項目の中に「川崎市生涯学習推進活動方針」を留意して実施することを記載します。また、施設設置目的に言及する項目には、市民の自発的・主体的な学習活動の支援を行う施設である旨を記載していきます。</li> </ul> |
| 45 | 第6回定例会 | 丹間康仁 | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・7番の職員の研修や資格要件というような部分に関して、今必要な研修を行うとシンプルに書いてありますが、研修を誰が実施するか指定管理者自身が行うとか、教育委員会が行うとか、外部研修を利用するか、あるいは県や国のそういった連盟の研修を活用するか等々、様々な研修の在り方がありまして、その研修に出かけていく上では通常の業務に支障がない配慮というのが必要ですので、ぜひ指定管理者の職員の方たちが長い目で、スキルを上げていけるような手法をぜひ書き込んでいただくことが大事かなと思います。</li> <li>・ですので、指定管理に応募していただく上での条件は、もちろん1年以上とか50%以上というのはぜひ書いていただいた上で、管理期間中に有資格者を増やしていくことによって、次期の指定管理も応募できるというふうに、指定管理の今後につながるように、していただきたいです。</li> <li>・何しろ長い目で見ていくということが大事ですし、それは先ほど井口委員がおっしゃったような事業者にとつてのプラスというメリットというようなことにもなってくるかなというふうに思いました。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の人員配置の中には、配置する職員に対し、指定管理者が必要な研修を行うことを明記しており、また、本市の現在実施している市民館・図書館職員に対する研修に指定管理館の職員も受講できるような指定管理者に対するフォローを検討しています。</li> <li>・指定期間中の有資格者の増員については、人員配置に記載ある有資格者の人数や率については下限を示すものであり、今後運営を行っていく中で指定管理者自身が配置条件の下限を上回る状況も想定をしているところです。</li> </ul>               |
| 46 | 第6回定例会 | 丹間康仁 | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・20番や22番に関わる議論ですけれども、社会教育委員会議としてはぜひ、指定管理者と市と、それから市民と、そして社会教育委員とでしっかりと情報や課題を共有しながらやっていただくということが大事かなと思います。</li> <li>・和田委員が提起したように館長だけではなくて職員も出席してほしいとか、そういったことも出てくると思いますし、事業評価に関しては、評価結果を公表していただくのですけれども、ぜひそれを実務的には専門部会や社会教育会議に報告というようなルーチンを築いていただくというのではないかなというふうに思いました。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会で実施事業等の報告をするため、館長やその他職員が出席できるようにする必要があるとのことで、「館長及び必要な職員が出席し」に修正を行いました。</li> <li>・事業評価につきましては、社会教育委員会議や専門部会などの各種会議体の中で情報共有を行っていきたくと考えています。</li> </ul>   |
| 47 | 第6回定例会 | 秋元英輔 | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に、選書を明文化していただきたいです。</li> <li>・各図書館が担当する分野について仕様書にも明示していただくことによって、指定管理者の方もはっきりとその基準に基づいて、これはうちの担当だからぜひこの本は入れてほしいということで強く言える根拠となると思います。</li> <li>・そういう収集方針、継続をぜひ直営ではないからしないではなくて、きちんと継続・継承していただきたいです。また、地域の特性にあった選書もできると思います。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・選書につきましては、「川崎市立図書館資料収集要綱」及び「川崎市立図書館蔵書構築の考え方」等に基づいて収集候補を選定することを仕様に記載していきます。</li> </ul>  |
| 48 | 第6回定例会 | 秋元英輔 | 意見 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に、広報を明文化していただきたいです。</li> <li>・図書館では、テーマを決めて特集等をよくやっていますよね。知らなかった本に触れることができるという機会になりますし、身近な歴史、地理に触れる機会だと思うので、そういう展示をするなど、図書館のアピール・広報について明示していただきたいです。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館の企画展示などの取組につきましては、読書普及に関する業務として仕様に記載していきますが、詳細につきましてはマニュアル等で示してまいります。</li> </ul>  |

第6回定例会報告事項への質問・意見について

「市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について」に対する社会教育委員からの意見一覧

| 番号 | 媒体     | 名前   | 区分 | 意見  | 市の考え方  |
|----|--------|------|----|---|--|
| 49 | 第6回定例会 | 秋元英輔 | 意見 | <p>・指定管理下においては、図書館勤務経験者に加えて民間の書店や出版社、取次事業会社等の出身者が館長等管理者に従事することが望ましい、というような募集要項にさせていただきたいです。</p> <p>・平成26・27年の社会教育委員の研究報告書にも、「柔軟な人材採用が必要なのではないだろうか。指定管理者制度を導入しなくとも、人材の発見と活用によって魅力ある図書館づくりを進めていく必要がある」というのが書いてあります。例えば書店等での経験というのは、中原図書館にある40万冊、これをどうやって展示すれば効果的かというのに生かせると思います。</p> <p>・せっかく指定管理制度をいろいろ研究して導入するわけですから、そのよさがあるはずだと思いますので、民間人材の活用というところでぜひ生かさせていただきたいなと思います。</p> | <p>・図書館職員の配置につきましては、図書館業務を適切かつ円滑に遂行するために必要な職員を配置し、図書館業務従事者の50%以上は司書資格保有者、また、積極的に実務経験者を配置すると仕様書に記載してまいります。書店や出版社など図書館以外で図書資料に関わる経験を有することも大切な視点とは考えますが、「実務経験者」に含むものをご理解ください。</p> |